

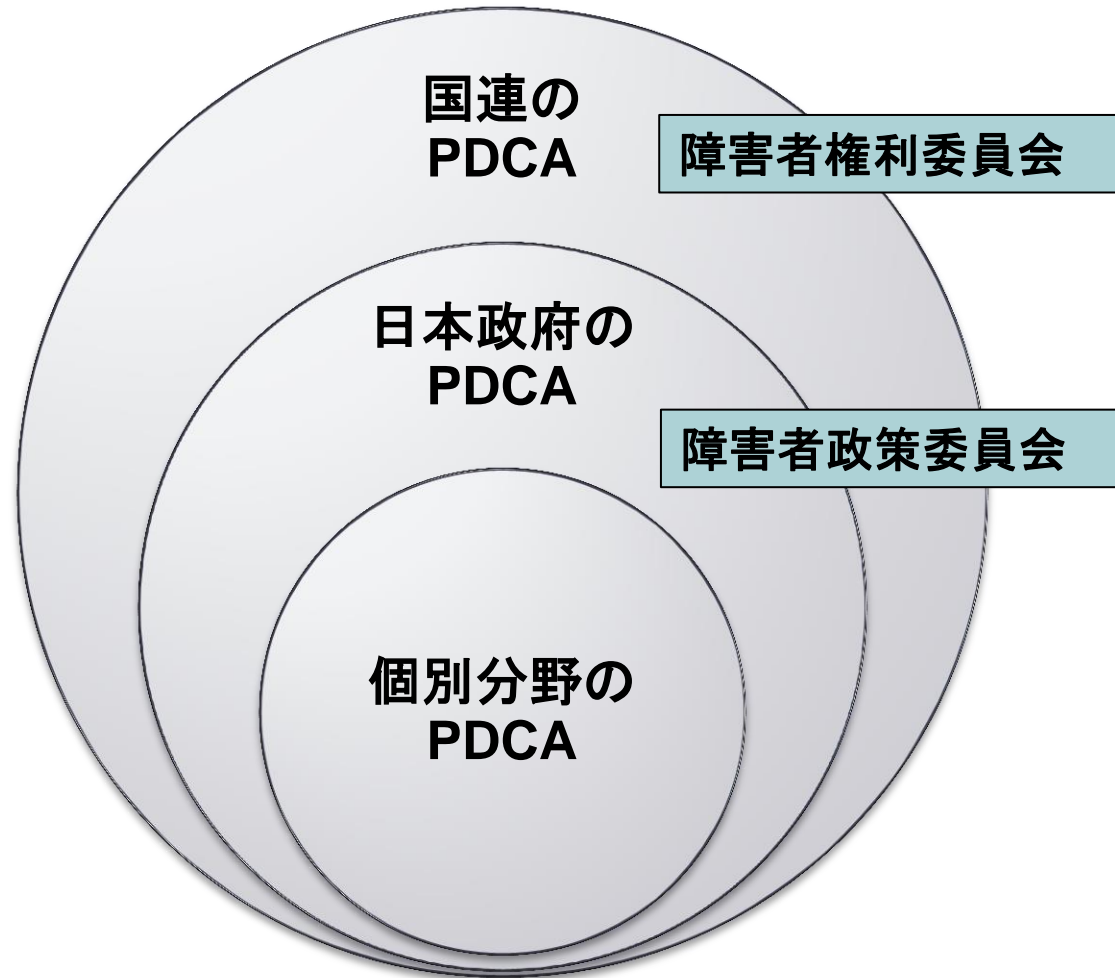
「障害者差別解消法と電子書籍のアクセシビリティ」 基調講演

2017年10月26日

静岡県立大学 国際関係学部 教授
東京大学先端科学技術研究センター 特任教授
内閣府障害者政策委員会委員長
国連障害者権利委員会委員

石川 准

【図】3つのPDCAサイクル



障害者権利条約とは

- 障害者の人権を保護し促進するための国連条約
- 2008年発効
- 締約国は175(2017年10月現在)
- 日本は2014年に批准

障害の社会モデル

機能的障害：
impairment × 社会的障壁

社会的障害：disability

- 社会的障壁を取り除いてディスアビリティを削減する

配慮の平等

- 個人モデルでは、配慮の要らない人と配慮の要る人
- 社会モデルでは、配慮されている人と配慮されていない人
 - スピーカーとマイクだって配慮
 - スライドや配布資料だって配慮
 - 冷暖房だって配慮

障害者権利委員会とは

- 障害者権利条約の条約体に設置された監視機関
- 各締約国の国内実施を審査し、総括所見を示すのが役割
- 昨年日本政府の推薦を受けて権利委員選挙に立候補し当選
- 今年から4年間、年に2回ジュネーブに長期滞在して障害者権利委員としての職務

権利委員会第17回期報告

- 第17会期会議は3月20日から4月12日までジュネーブの国連欧州本部パレデナシオンで開催
- 会議は
 - ・1日6時間ないし7時間(英語、スペイン語、ロシア語の同時通訳がつく)
 - ・土日を除く連日の会議、計18日間
 - ・英語の長時間シャワーで頭がシャットダウンする

時間配分

- 一カ国の審査には、建設的対話に6時間、その前に市民社会からのブリーフィングに1時間、総括所見の採択に3時間：10時間
- 国連総会決議で各条約体における審査は1週間に2.5カ国を達成することを求められている
- 第17回期が終わった段階で44のバックログ
日本は41番目
- 来年(2018年)から春・夏ともに1週間ずつ、会期が増える可能性がある

カンントリーラポルタルの役割

- 事前質問事項のドラフト、総括所見のドラフト作成を担当する
- 担当は割り当てではなく、自分で立候補する
- 最初は義務と思いつつもだんだんやりたくなってくるものらしい

公開会議

■ 建設的対話

- 公開会議はUN Web TVで視聴できる
- 自国の建設的対話には市民社会からの傍聴が可能
- 8カ国 モルドバ、イラン、キプロス、ボスニアヘルツェゴビナ、ヨルダン、アルメニア、ホンジュラス、カナダとの建設的対話

非公開会議

- 市民社会からのブリーフィングを聞く
- 総括所見の採択
- 事前質問事項の採択
- 簡略化された審査のための事前質問事項の採択
- 選択議定書に基づく個人通報についての審議
- ジェンダーバランス、地域的バランスについての委員会コメント

権利委員会第18回期報告

- 国連障害者権利委員会第18回期は8月14日から8月31日まで14日間国連欧州本部で開催
- そのうち10日間はパナマ、モンテネグロ、モロッコ、ラトビア、ルクセンブルク、イギリスの6ヶ国の審査
- 障害者団体の代表等によるブリーフィング、事前質問事項の採択
- 第19条の一般的意見の採択
- 第5条の一般的意見のドラフトについての質疑
- 個人通報の審議

障害者政策委員会が司る事務

- 障害者政策委員会が司る事務は障害者基本法で定められている
 - 障害者基本計画の策定にあたって意見を述べる
 - 障害者基本計画の実施を監視する

障害者政策委員会の 権利条約批准後の役割

- 障害者権利条約の国内監視の役割
 - 障害者基本計画の実施の監視を通じて

第4次基本計画で実現したいこと①

- 権利条約と高い整合性のある今日的な計画
- PDCAサイクルをきちんと回すために成果目標を設定する
- 障害統計の整備に取り組むことを明確に示す
- 障害女性等の複合的困難にある人々への施策を盛り込む

第4次基本計画で実現したいこと②

- アクセシビリティ政策を重点課題とする
 - 各分野ごとに環境整備指針の策定を盛り込む
 - 公共調達においてアクセシビリティの国際規格を入札要件に入れることの明確化
- インクルーシブ教育を推進する姿勢を明確に示す

障害者差別解消法

差別とは

→ 不当な差別的取り扱いをすること

→ 合理的配慮を提供しないこと

不当な差別的取扱い

- 不当な差別的取扱いの基本的な考え方
- 法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。

合理的配慮の基本的な考え方

- 合理的配慮は障害者からの求めにより対話が始まる
- 現実的かつ有効な方法をいっしょに考える
- 応答責任、対話責任
- 問題の相談の仕組み、解決の仕組みを整備していく必要がある

環境の整備と合理的配慮

- 合理的配慮は障害者の合理的配慮要求に基づき提供が求められる個別的な配慮
- 事前的环境整備があるとより良い合理的配慮が提供できる
- 事前的环境整備があると社会的障壁に直面する人や機会が減る
- 行政と事業者による環境整備の努力はとても重要
- 環境整備政策を推進する必要

著作権法37条による読書

- 長い間、点字図書館とボランティアグループが視覚障害者の読書を支えてきた
- 点字図書館・公共図書館は著作権法37条に基づく情報提供施設
- サピエオンライン電子図書館はとても便利
 - 音声DAISY図書が中心
 - 文芸書が充実

OCRでの読書

- 読みたいときに、読まなければならないときに、すぐに読めるのがOCRによる読書の最大の利点
- 本を裁断、スキャナーで画像ファイル化、OCRでテキスト化
- テキストをTTS(音声読み上げソフト)で読む
- ただしOCRには誤認識がある
- TTSもいくらか読み間違いを犯す

電子書籍のアクセシビリティ

- Kindle on iOSはVoiceOverに対応している
- 日本語Kindle書籍もiOSのKindleアプリで読める
- 読みたいと思ってから1分で読めるようになった
- ただしKindleアプリによる読書では見出し移動などのナビゲーションができない
- Kindleとモバイルデバイスのアクセシビリティは米国・EUのアクセシビリティ政策によりもたらされた

電子書籍のアクセシビリティに関する政策

- 政策の空白地帯
- 日本には電子書籍のアクセシビリティを推進する政策がない
- 日本にはアクセシビリティ政策がないが、日本語Kindle電子書籍は米国・欧州等の政策の恩恵を受けてアクセシブルになっている
- 表現形式が決まっている紙の書籍と異なり、電子書籍は適切な政策があればユニバーサルデザインにすることができる

米国のアクセシビリティ法の枠組み

- ADA
- リハビリテーション法508条
- 電気通信法255条
- FCC字幕規則
- 21世紀における映像と通信のアクセシビリティに関する法律(CVAA)

米国のアクセシビリティ政策(1)

- リハビリテーション法508条
＝代表的な公共調達法
- 連邦政府は巨大かつ最大の顧客
- 2017年に508条アクセシビリティ基準を改定
- 欧州のアクセシビリティ基準であるEN301549と高い整合性がとれている
- WCAG2.0とも高い整合性

米国のアクセシビリティ政策(2)

- CVAA: The Twenty-First Century Communications and Video Accessibility Act
- 21世紀における通信及び映像アクセシビリティ法
- インターネットテレビへの字幕付与、モバイルデバイスのアクセシビリティを民間事業者に義務づける
- title I . スマートホンのアクセシビリティ対応等
- title II . インターネットテレビへの字幕付与等

EUのアクセシビリティ政策

- EU公共調達指令
 - アクセシビリティを要件とする公共調達法の整備指令
- EN301: 公共調達のアクセシビリティ基準
- EUウェブアクセシビリティ指令
- EUアクセシビリティ法を策定準備中
 - EUアクセシビリティ法の対象分野: コンピュータ、ATM、スマートフォン、テレビ録画機、電話サービス、インターネット動画サービス、旅客輸送に関するサービス、銀行サービス、電子書籍、オンラインショッピング